事務所だより２０２５年5月号

西田成希税理士事務所
〒659-0053
芦屋市松浜町 6-14-2
Tel：090-7490-7396
Fax：0797-78-6488

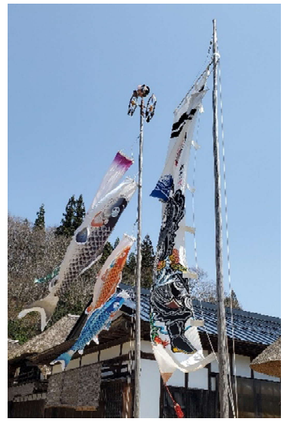

立夏の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

5月は気候も良くなり、ゴールデンウィークもありますね。ただ、会社は3月決算の会社が多いです。日本の公共部門は3月末締めが多いせいでしょうか。3月決算の会社は5月末までに法人税等の申告をします。仕事が立て込みますので、ゴールデンウィークも仕事です(^^;)。といってもお客様との打ち合わせなどの日数が限られるので、個人的には「ゴールデンウィークいらないのに」と思っています。

さて、この『ゴールデンウィーク』という言葉、昭和27年ごろに映画界が宣伝のために作り出した言葉だそうです。ＮＨＫはゴールデンウィークという言葉を使わず、『大型連休』という言葉を使っています。当初は『ゴールデンウィーク』を使っていたのですが、1970年代以降「のんきに何日も休んでいられないのに、なにがゴールデンウィークだ」というクレームがあったり（私も全く同感です(^^;)）、『ゴールデンウィーク』という文字数が長すぎて字幕などに制限ができる、また、最近は『10連休』などウィークを超えて休む企業もあったりで、ウィークは相応しくないなどの理由で『大型連休』という言い方にしているようです。

ゴールデンウィークは、上記のように日本でできた言葉です。英語の組み合わせだからといってアメリカやイギリスにはありません。中国は5月1日をメーデーの記念としてその週を『黄金周』といって1週間の休みにしますが、海外には基本的には日本のゴールデンウィークのような連休はなく、アメリカで一番長い連休は『感謝祭』の4連休だそうです。

日本は祝日の数が世界で3番目に多く、本当は休みが多い国らしいです（祝日の意義によって変わります）。いつも仕事ばかりでとても疲れているのは気のせいでしょうか（西田だけですかね(^^;)）。働き方改革はどこへ…。では、事務所だより5月号をお送りします。

麦畑をアップで撮ってみると、思わぬ面白い写真になりました(^^)。

☆ お知らせ（2025年5月の税務）

期　限		項　目
5月12日	▶	4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
5月15日	▶	特別農業所得者の承認申請
6月2日	▶	個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
	▶	3月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞
	▶	3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	▶	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	▶	9月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)
	▶	消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞
	▶	消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2ヶ月分、個人事業者は3ヶ月分) ＜消費税・地方消費税＞
	▶	確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付
	▶	自動車税(種別割)の納付（5月中において都道府県の条例で定める日）
	▶	鉱区税の納付（5月中において都道府県の条例で定める日）

☆ 日本商工会議所がインボイス制度等の実態調査結果を公表

日本商工会議所及び東京商工会議所は、「中小企業におけるインボイス制度、電子帳簿保存法、バックオフィス業務の実態調査」結果（有効回答数3,149者）を公表しました。

それによりますと、インボイス発行事業者への登録状況は、制度導入前、免税事業者だった事業者のうち、ＢｔｏＢ中心事業者では73.3%（本則課税を選択した事業者が22.6%、簡易課税を選択した事業者が50.7%）、ＢｔｏＣ中心事業者では24.9%（同9.5%、同15.4%）がインボイスの事業者登録を行いました。

約26%のＢｔｏＢ中心事業者がインボイス登録を行わなかったことになりますが、その主な理由（複数回答）として、「新たな事務負担が発生」（57.1%）、「新たな税負担が発生」（47.1%）が多く、「取引先からの要請がなかった」も34.3%ありました。

また、インボイス登録を行わなかった免税事業者のうち、ＢｔｏＢ中心事業者の64.0%が

今後登録を検討、Ｂｔｏ Ｃ中心事業者の約７割（69.5%）が今後も申請を行わないと回答しました。

免税事業者からインボイス登録（課税に転換）した事業者状況をみてみますと、これらの事業者のうち、54.9%が「減収」と回答し、「変わらない」が 41.3%で、「増収」は 3.8%となりました。

また、免税事業者がインボイス登録した場合、納税額を売上税額の２割に軽減する特例措置（2026 年９月末で終了予定）がありますが、事業者の 85.5%が２割特例を適用し、２割特例を適用した事業者の 85.2%が「スムーズに消費税申告できた」と回答しました。

制度導入後においても、ほぼすべての免税事業者からの仕入等を継続する事業者は 74.0%、今後も継続予定の事業者は 47.1%となりました。

制度導入により約半数（48.4%）がコスト増加となり、約８割（82.2%）が事務負担増加と回答し、増加したコスト（複数回答）は「既存システムの改修」（32.4%）、「税理士への顧問料」（25.0%）が多く、増加した事務負担（複数回答）は、「仕入れ先のインボイス登録状況確認」（66.0%）が最多となりました。

私はインボイス制度は大反対です。いま、時限措置で食料品の消費税を非課税にするなどの議論が行われていますが、これからの財政を考えると、残念ながら消費税はなくせません。『一時的な非課税』は、国にとって最終的に痛みはありません。その後増税すればいいだけのことです。覚えていますか？当初消費税の税率は 3%でした。5%、8%、10%、「嫌だ嫌だ」といっても税率は上がっています。なので、一時的な非課税、それは皆さんの目をくらますための方便です。本当に怖いのはインボイス制度です。

☆ 元国税局員が脱税指南

東京地検特捜部は、大阪国税局の元職員と東京・世田谷区の不動産会社代表の２人を法人税法違反（脱税）の罪で起訴しました。２人は共謀して 2020 年４月までの１年間に、この不動産会社が架空の出資金取引で損が出たように見せかけるなどして、約２億１千万円の所得を隠し、法人税約 5,100 万円を脱税したとされています。東京地検は２人の認否を明らかにしていません。

元職員は大阪国税局で法人調査などを担当していましたが、2010 年ごろに退職。その後はコンサルティング会社などを経営し、職員時代の経験をいかして全国で節税に関するセミナーを開いていました。税理士の資格はありません。そして元職員と不動産会社の代表は 2019 年ごろに紹介で知り合ったそうです。

今回の事件では、元職員が所有する合同会社に対して不動産会社が出資。合同会社の業績が悪化したと見せかけ、不動産会社にも損失が出たように装っていたとされています。しかし実際には、出資金自体が架空で、損失は発生していませんでした。元職員は「脱税指南」の報酬として約 1,700 万円を得ていたものと見られています。

東京地検特捜部は、２月６日の時点で元職員を法人税法違反（脱税）の容疑で逮捕。25 日には東京国税局査察部が不動産会社代表を東京地検に告発していました。

☆ 法人クレジットカードの社員の不正利用事件

◆ ほんの出来心から始まった私的利用

社員の経費精算に便利な法人クレジットカード。ある大手自動車メーカーの経理担当をしていた元社員が軽い気持ちで動画配信の「投げ銭」にカードを使ってしまった事件があります。初回は 2019 年４月、２回利用して 3,000 円程度でした。「やってみたら使えた」し、何も聞かれないので続けていたといいます。４年弱で 3,262 回、約 4,300 万円の損害を会社に与えました。

生活に苦労はしていませんでしたが、趣味の「投げ銭」に多くが使われていました。ネット上でお気に入りの動画配信者にお金やギフトを送る「投げ銭」は、新型コロナウイルス禍を経て急速に普及しています。会社では物品購入などの経理事務を担当し他の社員のカード管理も任され、退職などで返却されたカードの受取窓口でもあったのでそのカードにも手をつけるようになりました。推し活写真の購入、旅行費用やジム費用、船舶免許取得等にも使っていました。会社は匿名の通報を受けて内部調査で不正を確認、刑事告訴したのは 2024 年２月。背任容疑で元社員は逮捕されました。

◆ 法定の供述からは課題が浮かぶ

1. チェック体制の不備
   - 経費の承認時に明細書の添付が不要
   - カードの返却窓口を一人に任せていた
   - 予算抑制より使い切る風潮であったので厳しいチェックを妨げた
2. 組織文化の影響
   部署内では経費削減より「予算の使い切り」が優先される風潮があった
3. 責任の所在
   上司の監督責任を問われ降格処分、会社の信用も失墜を免れなかった

◆ 社会的影響

業務効率化の一環で経費精算のために法人向けクレジットカードを導入する企業は増えています。日本クレジット協会によれば 2024 年３月の法人カード発行枚数は約 1,170 万枚。10 年前と比べて 1.8 倍に増えています。会社と従業員の双方に利便性が高いのですが、その分管理には気を付けなければなりません。

再発防止には利用明細書の提出義務、カード利用履歴の定期的監査、複数人でのチェック体制を敷くほか、従業員への倫理教育、不正利用のリスクを周知させ、システムでも不正を自動検知できる仕組みの導入などを検討しましょう。